

# 青森県報

第千三十号

令和八年  
二月十八日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

- 災害救助法の適用……………(健康医療福祉政策課) ……一
- 右 同……………( 同 ) ……一
- 右 同……………( 同 ) ……一
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(高齢福祉保険課) ……一
- 地方卸売市場に係る変更の認定……………(食ブランド・流通推進課) ……二
- 換地処分……………(農村整備課) ……二

## 告 示

### 青森県告示第七十一号

令和八年一月二十一日からの大雪により発生した災害について、次のとおり災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)を適用した。

令和八年二月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 適用期日 令和八年一月二十九日

二 適用地域 青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、むつ市、つがる市、平川市、東津軽郡今別町、東津軽郡蓬田村、東津軽郡外ヶ浜町、西津軽郡鯨ヶ沢町、北津軽郡板柳町、北津軽郡鶴田町、上北郡野辺地町

### 青森県告示第七十二号

令和八年一月二十一日からの大雪により発生した災害について、次のとおり災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)を適用した。

令和八年二月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 適用期日 令和八年一月三十日
- 二 適用地域 西津軽郡深浦町

### 青森県告示第七十三号

令和八年一月二十一日からの大雪により発生した災害について、次のとおり災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)を適用した。

令和八年二月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 適用期日 令和八年二月二日
- 二 適用地域 中津軽郡西目屋村、南津軽郡藤崎町、南津軽郡大鰐町、南津軽郡田舎館村、北津軽郡中泊町、上北郡六ヶ所村

### 青森県告示第七十四号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

令和八年二月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏名称又は 名称又は 名	指定居宅サービ ス事業者	居宅サービ ス事業者	居宅サービ ス事業者	居宅サービ ス事業者	居宅サービ ス事業者
所在たる事務所の 所在地又は住所の 所在地	類スサー の種ビ宅	行 業 所	届 出 の	年 月 日	年 月 日
株式会社 フリアミ サポータ 子 弘前市大字撫牛 二丁目八の四	護通所介	名 称 所 在 地	令和 七・三・二八	令和 八・一・五	

青森県告示第七十五号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十四条において読み替えて準用する同法第六条第一項の規定により、次のとおり地方卸売市場に係る変更の認定をしたので、同法第十四条において読み替えて準用する同法第六条第三項において準用する同法第十三条第六項の規定により公示する。

令和八年二月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

開 設 者	名 称	地 方 卸 売 市 場	位 置	取 扱 品 目	変 更 認 定 年 月 日
八戸市 白銀町大字 島下一〇三一	八戸市大字 市場二魚	八戸市大字 市場二魚	八戸市江陽 四丁目一七 の五	魚介藻類	令和八・一・三〇
八戸市 白銀町大字 島下一〇三一	八戸市大字 市場二魚	八戸市大字 市場二魚	八戸市江陽 四丁目一七 の五	魚介藻類	令和八・一・三〇

弘前市大字 末広一丁目 二の	弘前市大字 末広一丁目 二の	市場	市場	生鮮食料品及 び花き等	八・二・五
----------------------	----------------------	----	----	----------------	-------

公 告

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、下北北部地区の県営土地改良事業に係る換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

令和八年二月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付二十一円七十銭